

○新宿区議会議員政治倫理条例施行規程

平成17年12月1日

議会告示第4号

改正 平成18年12月8日議会告示第4号

平成19年12月12日議会告示第2号

平成21年6月19日議会告示第3号

平成27年3月23日議会告示第1号

平成28年5月23日議会告示第4号

(趣旨)

第1条 この規程は、新宿区議会議員政治倫理条例(平成17年新宿区条例第54号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(執行機関等への依頼等)

第2条 条例第6条第1項に規定する記録文書は、要望等依頼書(第1号様式)とする。

2 条例第6条第1項ただし書に規定する軽易な事項は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 法令及び条例等(新宿区行政手続条例(平成7年新宿区条例第2号)第2条第1項第1号の2に規定する条例等をいう。)に基づく行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為に該当しない行為に関する事項

(2) 新宿区会計事務規則(昭和39年新宿区規則第14号)に規定する会計事務及び新宿区契約事務規則(昭和39年新宿区規則第15号)に規定する契約に関する事務のうち、その取り扱う公金の額が別表の金額以下のものに関する事項

(平27議会告示1・一部改正)

(兼業の報告)

第3条 条例第7条第1項及び第2項の報告書は、兼業報告書(第2号様式)とし、同条第3項の届出書は、兼業変更届(第3号様式)とする。

(会長及び副会長)

第4条 条例第9条に規定する新宿区議会議員政治倫理審査会(以下「審査会」という。)に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選とする。

3 会長は、審査会を主宰し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(委員の選考等)

第5条 条例第11条第1項第1号及び第2号に掲げる委員は、議員等で構成する会を設置して選考する。

2 条例第11条第1項第2号に掲げる委員は、公募によるものとする。

(平21議会告示3・全改)

(招集及び会議)

第6条 審査会は、会長が招集する。

2 審査会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審査会の議事は、出席委員(会長を除く。)の3分の2以上で決するものとする。

4 審査会の会議は、公開とする。ただし、審査会が必要と認めたときは、非公開とすることができる。

5 会長は、会議の秩序を維持するために必要な措置を採ることができる。

(平18議会告示4・旧第5条線下・一部改正)

(委員の除斥)

第7条 条例第11条第1項第3号の委員が、条例第14条第3項の被請求議員となった場合は、その事案に関する議事に加わることはできない。

(平18議会告示4・旧第6条線下)

(傍聴)

第8条 審査会の傍聴に関し必要な事項については、新宿区議会委員会傍聴規則(昭和52年新宿区議会規則第3号)を準用する。

(平18議会告示4・追加)

(庶務)

第9条 審査会の庶務は、新宿区議会事務局において処理する。

(平18議会告示4・追加)

(審査会の運営)

第10条 第4条から前条までに定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

(平18議会告示4・追加)

(審査請求書)

第11条 条例第13条第1項及び第2項の規定による審査の請求(以下「審査請求」という。)は、審査請求書(第4号様式)により行うものとする。

2 審査請求書に添える資料又は事実関係を記載した書面は、当該審査請求に係る事実を特

定し、かつ、具体的な内容のものでなくてはならない。

(平18議会告示4・旧第7条繰下・一部改正、平19議会告示2・一部改正)

(条例第13条第1項の審査の請求に係る届出)

第12条 条例第13条第1項の規定により審査の請求をしようとする者は、あらかじめ議長に対し、審査請求書の写しを添えて署名活動事前届出書(第5号様式)を提出しなければならない。

2 議長は、前項の届出書の提出があったときは、これを受理し、その証明書を交付するものとする。

(平19議会告示2・追加)

(条例第13条第1項の審査の請求に係る署名活動)

第13条 条例第13条第1項に規定する連署は、審査請求署名簿(第6号様式)に審査請求書又はその写し及び前条第2項の証明書又はその写しを付して、当該証明書の交付の日の翌日から起算して60日以内に行わなければならない。

2 審査請求署名簿に審査の請求をするための署名(以下「署名」という。)を求めるときは、本人の自筆によるものとする。ただし、本人が署名することができない場合においては、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第74条第8項の規定の例により委任を受けた者が代筆することができる。

3 第1項に規定する期間のうち法第74条第7項の規定の例により同項に規定する期間は、署名を求めることができない。

(平19議会告示2・追加、平27議会告示1・一部改正)

(審査請求等)

第14条 条例第13条第1項の規定により審査の請求をしようとする者は、審査請求書に第11条第2項の資料及び前条に規定する審査請求署名簿を添えて、前条第1項に規定する期間の満了後5日以内に議長に対し提出しなければならない。ただし、同項に規定する期間の満了前に署名が完了したときは、当該期間の満了を待たずに速やかに提出するものとする。

2 議長は、審査請求書及びその添付書類に形式上の不備があると認めるときは、審査請求をした者(以下「請求人」という。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

3 条例第13条第3項の別に定めるところにより却下する場合は、次に掲げるとおりとする。ただし、第6号から第9号に掲げる場合で議長が特に必要と認める場合を除く。

(1) 審査請求が不適法であるとき。

- (2) 審査請求が条例第13条第1項又は第2項に規定する行為に係るものでないとき。
- (3) 請求人が前項の補正に応じないとき。
- (4) 審査請求が、条例第13条第1項又は第2項に規定する議員を特定していないものであるとき。
- (5) 審査請求があったときに議員の職に在らざる者に係る審査請求であるとき。
- (6) 審査請求が、条例第14条の規定により審査会が審査を行っている、又は既に審査が終了している事項に係るものであるとき。
- (7) 審査請求が、係争中の事項又は判決、裁決等が行われた事項に係るものであるとき。
- (8) 審査請求が、地方自治法に基づき監査委員が監査、検査若しくは審査の結果を報告し、若しくは公表した事項又は監査、検査若しくは審査を行っている事項に係るものであるとき。
- (9) 審査請求が、法に基づく執行機関の附属機関又は区の専門委員の権限に属する事項に係るものであるとき。

(平19議会告示2・追加)

(被請求議員の弁明書)

第15条 条例第16条第1項の規定による弁明書の提出は、会長が指定する期日までに行うものとする。

- 2 条例第16条第3項の規定による弁明書の提出は、条例第14条第4項の規定による審査結果の報告の通知を受けた日から3週間以内に行うものとする。
- 3 議長は、条例第16条第3項の規定による弁明書の提出を受けたときは、被請求議員に対し、その概要の提出を求めることができる。

(平18議会告示4・旧第8条繰下・一部改正、平19議会告示2・旧第12条繰下)

(審査結果の概要の公表等)

第16条 条例第14条第4項の規定による審査結果の概要の公表及び条例第16条第4項の規定による弁明書の公表は、新宿区議会だより及び新宿区議会ホームページへの掲載をもって行う。

- 2 前項の規定による新宿区議会ホームページへの掲載の期間は、1年間とする。
- 3 条例第14条第4項ただし書の別に定める場合は、次に掲げるとおりとする。
  - (1) 公表により請求人又は関係人が特定される等これらの者の人権に配慮する必要があると認められるとき。
  - (2) 審査結果に審査請求を却下すべきである旨の意見又はその概要を公表すべきでない

旨の意見が付されている場合であって、議長がこれを適当と認めたとき。

(平18議会告示4・旧第9条繰下・一部改正、平19議会告示2・旧第13条繰下)

(補則)

第17条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、議長が別に定める。

(平18議会告示4・旧第11条繰下、平19議会告示2・旧第14条繰下)

附 則

- 1 この告示は、平成17年12月1日から施行する。
- 2 審査会の運営に関し必要な行為は、この告示の施行前においても行うことができる。

附 則(平成18年12月8日議会告示第4号)

- 1 この告示は、新宿区議会議員政治倫理条例の一部を改正する条例(平成18年新宿区条例第68号)の施行の日から施行する。
- 2 この告示による改正後の新宿区議会議員政治倫理条例施行規程第11条から第13条までの規定は、この告示の施行の日以後に行われた審査の請求について適用し、同日前に行われた審査の請求については、なお従前の例による。

附 則(平成19年12月12日議会告示第2号)

この告示は、新宿区議会議員政治倫理条例の一部を改正する条例(平成19年新宿区条例第75号)の施行の日から施行する。

附 則(平成21年6月19日議会告示第3号)

この告示は、平成21年5月27日から適用する。

附 則(平成27年3月23日議会告示第1号)

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成28年5月23日議会告示第4号)

この告示は、平成28年6月19日から適用する。

別表(第2条関係)

工事及び製造の請負	予定価格が130万円以下
財産の買入れ	予定価格が80万円以下
物件の借入れ	予定価格が40万円以下
財産の売払い	予定価格が30万円以下
物件の貸付け	予定価格が30万円以下
上記以外のもの	予定価格が50万円以下

第1号様式(第2条関係)

要望等依頼書

新宿区議会議長

年 月 日

新宿区議会議員

要望等日時	年 月 日 午前・午後 時 分
方 法	口 頭 ・ 文 書 ・ その他 ( )
応対者又はあて先	所属及び役職
	氏 名
要望等件名	
区 分	要 望 ・ 意 見 ・ その他 ( )
内 容	

第2号様式(第3条関係)

年 月 日

新宿区議会議員

新宿区議会議員

兼業報告書

新宿区議会議員政治倫理条例第7条「第1項 第2項 (該当する項を○で囲む)」の規定に基づき、下記のとおり提出します。

記

企業名・団体名	所在地	役職	備考

第3号様式(第3条関係)

年 月 日

新宿区議会議長

新宿区議会議員

兼業変更届

新宿区議会議員政治倫理条例第7条の規定に基づき、下記のとおり提出します。

記

変更年月日	年 月 日	
変更理由		
変更内容	変更前	変更後

第4号様式(第11条関係)

年 月 日

審査請求書

新宿区議会議員

請求者 住所  
氏名

新宿区議会議員政治倫理条例第13条第1項又は第2項の規定に基づき、次のとおり審査を請求します。

審査を求める議員の氏名	
違反の内容	
違反の根拠となる法令・条例名及び該当する条項 *該当に○をしてください *その他の法令又は条例の場合は、法令又は条例の名称と条項を記入してください	( )新宿区議会議員政治倫理条例 第5条 ( ) 同 第6条第1項 ( ) 同 第7条第1項～第3項 ( ) 同 第8条 ( )その他の法令又は条例 名称・条項 ( )
違反を証する資料	

備考

- 1 第13条第2項の規定により審査請求する場合には、違反を証する資料を添付する必要はありませんが、事実関係を具体的に記載した書面を添付してください。
- 2 審査請求書及び添付書面は、正副本2通を提出してください。

第5号様式(第12条関係)

年 月 日

署名活動事前届出書

新宿区議会議長

請求者 住 所 新宿区  
氏 名  
連絡先

別紙審査請求書(写し)による審査請求のための署名活動を行うことを届け出ます。

署名収集を複数の者で行う場合 署名収集者の住所・氏名・生年月日	1	住 所 新宿区 氏 名 生年月日 年 月 日
	2	住 所 新宿区 氏 名 生年月日 年 月 日
	3	住 所 新宿区 氏 名 生年月日 年 月 日
	4	住 所 新宿区 氏 名 生年月日 年 月 日
	5	住 所 新宿区 氏 名 生年月日 年 月 日
署名開始日		年 月 日

※ 署名開始日は、この届出書の受理証明書が交付された日の翌日となります。

審査請求署名簿

新宿区議会議員政治倫理条例第13条第1項の規定に基づく別添審査請求の趣旨に賛同し、署名します。

番号	署名年月日	氏名	生年月日	住所	政治倫理条例施行規程第13条第2項に基づく代筆をした場合 代筆者の住所・氏名・生年月日	備考
	年 月 日		年 月 日	新宿区	新宿区 氏名 年 月 日	
	年 月 日		年 月 日	新宿区	新宿区 氏名 年 月 日	
	年 月 日		年 月 日	新宿区	新宿区 氏名 年 月 日	
	年 月 日		年 月 日	新宿区	新宿区 氏名 年 月 日	
	年 月 日		年 月 日	新宿区	新宿区 氏名 年 月 日	
	年 月 日		年 月 日	新宿区	新宿区 氏名 年 月 日	
	年 月 日		年 月 日	新宿区	新宿区 氏名 年 月 日	

備考

署名する方は、自署願います。身体の故障等により署名ができない場合、政治倫理条例第13条第1項及び施行規程第13条第2項に基づき、区の区域内に住所を有する満18歳以上の方が代筆することができます。

第1号様式(第2条関係)

第2号様式(第3条関係)

第3号様式(第3条関係)

第4号様式(第11条関係)

(平19議会告示2・全改)

第5号様式(第12条関係)

(平27議会告示1・全改)

第6号様式(第13条関係)

(平27議会告示1・全改、平28議会告示4・一部改正)